平成２９年（フ）第６６０号
福岡県大野城市旭ケ丘１丁目９番８―508号
債務者　山下　淳也
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南谷　敦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６６１号
福岡県大野城市旭ケ丘１丁目９番８―508号
債務者　山下　裕美
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南谷　敦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２９２号
熊本県菊池郡大津町大字室1304番地７、前住所愛知県日進市香久山４丁目201番地１　３棟102
債務者　吉田　浩美
1　決定年月日時　平成29年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　雅人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２９年（フ）第８９号
仙台市泉区南光台南３丁目７番12―306号
債務者　阿部　尚史
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第８９号
山形市飯塚町1191番地（Ａ―408号）　市営飯塚アパートＡ棟
債務者　安孫子由紀
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９９号
山形市南館４丁目11番17号　コーポアップル201号
債務者　佐藤　哲也
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２００号
函館市昭和３丁目31番24号　下宿いろは
債務者　奈良　仁志
1　決定年月日時　平成29年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２０２号
北海道北斗市久根別４丁目36番13号　カーサフロル205号
債務者　鷲津　　麗
1　決定年月日時　平成29年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第８５２号
埼玉県戸田市本町５丁目３番17号　サンフレンドⅡ―101号室
債務者　伊藤　剛志
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７５１号
京都市山科区椥辻封シ川町49番地の17
債務者　杉藤由美子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８０３号
京都市伏見区深草西浦町５丁目50番地　アルカディアシティー415号
債務者　木川　佳美
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８０５号
京都市右京区花園鷹司町25番地　花園団地４棟304号
債務者　**𠮷**　　博嗣
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６６２号
さいたま市北区日進町２丁目1556番地１、破産申立時の住所さいたま市緑区原山４丁目８番18―104号
債務者　三浦　　肇
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７８３号
埼玉県戸田市笹目２丁目14番地の８　ハイツオークラ202号室
債務者　安藤　好秀
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７８４号
埼玉県戸田市笹目２丁目14番地の８　ハイツオークラ202号室
債務者　安藤奈王美
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７８７号
埼玉県川口市江戸３丁目11番30号　コサカリーノ301号
債務者　木村慶一郎
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９６７号
埼玉県戸田市美女木２丁目10番地の４　カナディアンハイツ秋元Ｃ―201号室
債務者　東谷　雄樹（旧姓城崎）
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係